

平成 20 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 ビリングシステム株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 江 田 敏 彦
(コード番号：3623)
問 合 せ 先 取 締 役 業 務 管 理 部 長
住 原 智 彦
(TEL. 03-5405-8671)

カーボンオフセット代行システムの開発並びに排出権購入に関するお知らせ

当社は、急速に普及しつつあるカーボンオフセットを支える仕組みとして、申込みから請求、決済代行、証書発行及び排出権の償却代行を行う一連の「カーボンオフセット代行システム」を国連認証の二酸化炭素排出権によるオフセットプログラムを提供するジーコンシャス株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：井手敏和）と共同で開発することいたしました。

また、今後の排出権取引やカーボンオフセットの拡大に向けて、ブラジルの水力発電から得られた排出権 1 万 5 千トンの売買契約を締結し、加えてインドの風力発電から得られた排出権 2 万 1 千トンの購入手続を行っておりますので、お知らせいたします。

記

1. カーボンオフセット代行システムの特徴

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方（指針）」（環境庁、平成 20 年 2 月）によりますと、オフセットの取組に対する信頼性構築の課題として、オフセットの対象となる排出量の算定、排出削減・吸収量の確実性や持続性、オフセットに用いられるクレジットのダブルカウントの回避、取組の透明性があげられております。

これに対して、当社としては、カーボンオフセット量を把握するには、一連の請求業務の中に割当てが組込まれることで、企業や個人への正確なカーボンオフセットの処理が可能と考えております。今回のシステムは、当社の既存の請求書発行並びに収納消込み代行プロセスに、カーボンオフセットをインテグレートすることによって、個別対応も含めたフレキシブルかつ正確な導入を可能とするものです。また、月毎、年毎に、定期的にオフセット量を算出する必要がある定期契約の場合にも、その更新作業をスムーズに自動化して行うことが可能となります。

2. 排出権の概要

クリーン開発メカニズム（京都議定書第 12 条に基づき途上国が持続可能な開発を実現し、条約の究極目的に貢献することを助けるとともに、先進国が温室効果ガスの排出削減事業から生じたものとして認証された排出削減量（CER）を獲得することを認める制度）に則った次のプロジェクトの排出権の売買契約を締結いたしました。

ブラジル・ブランコ・ノルテ 小規模水力発電設備小規模 CDM プロジェクト 15,000 トン

インド・ナグダ丘風力発電プロジェクト 約 21,000 トン

3. 今後の見通し

カーボンオフセット代行システム並びに排出権の売買については、既に業務計画に織込み済みであります。

以 上